

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022年2月10日

株式会社エー・アンド・デイ

株式交換に関する事前開示書類

東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株式会社エー・アンド・デイ
代表取締役 森島 泰信

当社は、2021年11月29日付で株式会社ホロン（以下「ホロン」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、ホロンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交換は、①本株式交換及び②当社が、本株式交換の効力が発生していることを条件として、当社の完全子会社である株式会社エー・アンド・デイ分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）に対して、グループ経営管理事業及び資産管理事業を除く当社の営む一切の事業を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにより、当社及びホロンが、持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことの一環として行われるものです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 本株式交換の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
別紙2のとおりです。
3. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第3号イ）
別紙3のとおりです。
 - (2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）
該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）
該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号イ）

当社は、2021年12月15日付で、分割準備会社を設立いたしました。

また、当社は、分割準備会社との間で、2021年12月21日付で、本吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。本吸収分割は、2022年2月28日に開催予定の当社の臨時株主総会において承認を得た上、本株式交換の効力が発生していることを条件として、2022年4月1日を効力発生日として行う予定です。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

該当事項はありません。

以 上

別紙1 本株式交換契約の内容
次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社エー・アンド・デイ（以下「甲」という。）及び株式会社ホロン（以下「乙」という。）は、2021年11月29日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社エー・アンド・デイ
（住所）東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社ホロン
（住所）東京都立川市上砂町五丁目40番地の1

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に3.60を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式3.60株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求める。

第7条（剰余金の配当及び自己株式の取得の制限）

1. 甲は、2022年3月31日を基準日として、1株当たり15円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2022年3月31日を基準日として、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前各項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならないものとし、かつ、本契約締結日後、本効力発生日より前の日の日いずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び会社法第797条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。）を行わないものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本契約締結日から本効力発生日までの間、前条及び第10条に定める事項を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い又は行わせるものとし、かつ自己の財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換比率に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（乙の自己株式の消却）

乙は、第6条に定める乙の株主総会の決議による承認を得られた場合、本効力発生日の前日までに実施する乙の取締役会決議により、乙が基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全てを、基準時をもって消却する。

第10条（その他の組織再編）

甲及び乙は、甲が本契約締結日後速やかに甲の完全子会社として設立する予定の株式会

社（以下「丙」という。）との間で甲を吸収分割会社、丙を吸収分割承継会社とし、甲がグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く甲の営む一切の事業に関して有する権利義務を丙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に係る吸収分割契約を締結し、2022年4月1日を効力発生日として、本株式交換の効力が発生していることを条件として本吸収分割を行う予定であることを確認する。

第11条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本株式交換及び本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、国内外の法令等に定める本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って取得することが必要な関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第13条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年11月29日

甲： 東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株式会社エー・アンド・デイ
代表取締役社長 森島 泰信



乙： 東京都立川市上砂町五丁目 40 番地の 1
株式会社ホロン
代表取締役社長 張 皓



別紙2 本株式交換の対価の相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について、以下のとおり、これを相当であると判断いたしました。

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ホロン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	3.60
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：6,743,808株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

ホロンの普通株式（以下「ホロン普通株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）3.60株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換にかかる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により当社がホロン普通株式（ただし、当社が保有するホロン普通株式を除きます。）の全てを取得する時点（以下「基準時」といいます。）の直前時のホロンの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有するホロン普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社普通株式を交付する予定です。なお、交付する当社普通株式については、当社が保有する自己株式1,500,000株を充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。

なお、ホロンは、2022年4月1日（以下「本効力発生日」といいます。）の前日までに開催するホロンの取締役会の決議により、基準時の直前時においてホロンが保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却することを予定しているため、実際に当社が割当て交付する株式数は今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、単元（100株）未満の当社普通株式の割当てを受けるホロンの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなるホロンの株主の皆様は当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1. 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

2. 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる当社の単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数の株式を当社から買い増すことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるホロンの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

② 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びホロンは、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社埼玉りそな銀行を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を選定いたしました。ホロンは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を選定いたしました。

当社においては、下記⑤「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるプルータスから2021年11月26日付で受領した株式交換比率に関する算定書及びフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を、森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

ホロンにおいては、下記⑤「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから2021年11月26日付で受領した株式交換比率に関する算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言、支配株主である当社との間で利害関係を有しないメンバーで構成される特別委員会（詳細については、下記⑥「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）から2021年11月26日付で受領した答申書を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、ホロンの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、当社及びホロンは、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至り、本日付の両社の取締役会決議により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両社間で合意の上、変更されることがあります。

③ 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両社との関係

当社の算定機関であるプルータス及びホロンの算定機関である山田コンサルは、いずれも当社及びホロンから独立した算定機関であり、当社及びホロンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ 算定の概要

プルータスは、当社普通株式及びホロン普通株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、両社ともに比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用して算定を行いました。

当社普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法における評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	3.03～3.17
DCF法	1.05～4.30
類似会社比較法	1.12～3.53

市場株価法では、両社について2021年11月26日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部又はJASDAQスタンダード市場における両社株式それぞれの算定基準日の終値、並びに算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用しております。

なお、プルータスがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測について、大幅な増減益は含まれておりません。一方で、ホロンの財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期において、半導体市場における部品・部材調達不足の影響による納期の変動を織り込んでいるため、前年度と比較して営業利益が約97%増益となることを見込んでおります。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストを除き、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、当社は、2021年11月26日、プルータスから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、当社及びホロンが作成した事業計画及び両社の市場株価に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、両社で合意された株式交換比率が、当社にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータスが、両社から、事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る両社への質疑応答、プルータスが必要と認めた範囲内の両社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております（注1）。

（注1）プルータスは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる上記株式交換比率の算定を行うに際して、当社及びホロンから提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性

がある事実でブルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、ブルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社及び当社の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両社及び当社の関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、ブルータスは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での両社及び当社の関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

ブルータスが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社及びホロンの事業計画その他の資料は、両社の経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ブルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

ブルータスは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、当社の株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、ブルータスは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の税務上の効果が両社の想定と相違ないこと、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。ブルータスは、本株式交換の実行に関する当社の意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを当社から依頼されておらず、また検討しておりません。ブルータスは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。ブルータスは、当社より提示された本株式交換にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、両社で合意された本株式交換比率が当社にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにブルータスに供され又はブルータスが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、ブルータスは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が当社にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、当社の発行する有価証券の所有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、当社の株主の皆さまに対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。

また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関する当社の取締役会における経営意思決定の判断の基礎資料として使用することを目的としてブルータスから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

山田コンサルは、当社及びホロンについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、当社及びホロンと比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用いて算定いたしました。市場株価法においては、2021年11月26日を算定基準日として、当社については、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均値を採用し、ホロンについては、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、当社が作成した2022年3月期から2024年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮したうえで、6.30%~7.70%の範囲で每期一定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない2025年3月以降については、永久成長率法及びExitマルチプル法により現在価値を算定しており、永久成長率は-0.25%~0.25%、Exitマルチプルは4.62倍~5.62倍をそれぞれ採用しております。ホロンについては、ホロンが作成した2022年3月期から2024年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮したうえで、8.20%~10.02%の範囲で每期一定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない2025年3月以降については、永久成長率法及びExitマルチプル法により現在価値を算定しており、永久成長率は-0.25%~0.25%、Exitマルチプルは8.70倍~9.70倍をそれぞれ採用しております。

なお、山田コンサルがDCF法による分析に用いた当社の利益計画については、大幅な増減益は含まれておりません。

また、山田コンサルがDCF法による分析に用いたホロンの利益計画は、現在の組織体制を前提として作成

されておりますが、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期において、半導体市場における部品・部材調達不足の影響による納期の変動を織り込んでいるため、前年度と比較して営業利益が約97%増益することを見込んでおります。

最後に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む類似上場企業として、株式会社チノ一、東亜ディーケーケー株式会社、IMV株式会社、日本光電工業株式会社及びフクダ電子株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率（EV/EBITDA倍率）を用いて、当社の株式価値を算定し、ホロンと比較的類似する事業を営む類似上場企業として、株式会社ブイ・テクノロジー、株式会社日本マイクロニクス、株式会社テセック及び株式会社アドバンテストを選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率（EV/EBITDA倍率）を用いて、ホロンの株式価値を算定しております。

なお、当該利益計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。各評価方法によるホロン1株に対する当社普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	2.51～3.76
DCF法	1.71～4.48
類似会社比較法	1.39～1.95

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2021年11月26日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものととなります。

④ 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、本効力発生日（2022年4月1日予定）をもって、ホロンは当社の完全子会社となり、ホロン普通株式は東京証券取引所JASDAQスタンダード市場の上場廃止基準に従い、2022年3月30日付で上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、ホロン普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりホロンの株主の皆様へ割当てられる当社普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本効力発生日以後も、金融商品取引市場での取引が可能です。

したがって、本株式交換により当社普通株式の単元株式数である100株以上の当社普通株式の割当てを受けるホロンの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満の普通株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能です。当社普通株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、100株未満の当社普通株式の割当てを受けるホロンの株主の皆様においては、本株式交換により当社の単元未満株主となります。単元未満株式については金融商品取引所において売却することはできませんが、該当する株主の皆様のご希望により、当社における単元未満株式の買取制度又は単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記①（注3）「単元未満株式の取り扱いについて」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における取り扱いの詳細については、上記①（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、ホロンの株主の皆様は、最終売買日である2022年3月29日（予定）までは、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において、その保有するホロン普通株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

⑤ 公正性を担保するための措置

当社及びホロンは、当社が、既にホロン普通株式1,950,100株（2021年9月30日現在の発行済株式総数3,823,900株からホロンの自己株式数520株を控除した株式数（3,823,380株）に占める割合にして51.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、ホロンが当社の連結子会社に該当することから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する必要があると判断し、以下の措置を実施しております。

ア. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、第三者算定機関であるブルータスを選定し、2021年11月26日付で、本株式交換比率に関する株

式交換比率算定書を取得いたしました。また、当社は、プルータスから本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。株式交換比率算定書の概要及び本フェアネス・オピニオンについては、上記③「算定に関する事項」をご参照ください。一方、ホロンは、第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2021年11月26日付で、株式交換比率に関する算定報告書を取得いたしました。算定報告書の概要については、上記③「算定に関する事項」をご参照ください。なお、ホロンは、山田コンサルから本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

イ. 独立した法律事務所からの助言

当社は森・濱田松本法律事務所を、ホロンはアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定し、各々本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、当社及びホロンから独立しており、当社及びホロンとの間に重要な利害関係を有していません。

⑥ 利益相反を回避するための措置

ホロンは、当社が、既にホロン普通株式1,950,100株（2021年9月30日現在の発行済株式総数3,823,900株からホロンの自己株式数520株を控除した株式数（3,823,380株）に占める割合にして51.00%）を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

ア. ホロンにおける、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

ホロンは2021年9月15日に当社から本経営統合の提案を受けたことを受け、2021年9月28日に開催された取締役会の決議により、本経営統合に関し、ホロンの意思決定に慎重を期し、ホロン取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、ホロン取締役会において本経営統合を行う旨の決定をすることがホロンの少数株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見を取得することを目的として、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されており、支配株主である当社及びホロンとの間で利害関係がなく、ホロンの社外役員としてホロンの事業内容や経営課題等について相当程度の知見がある者として、本経営統合の検討を行う適格性を有すると判断された井上脩二氏（ホロン社外取締役）及び齊藤秀一氏（ホロン社外監査役）、並びに支配株主である当社及びホロンとの間で利害関係がなく、M&A業務に携わる専門家として本経営統合の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される独立した外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）及び長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。高橋明人氏は長年に亘り企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有することから、長谷川臣介氏は公認会計士としての経験を通じて培った財務及び会計に関する知見を有することから、また、両名とも他類似案件において特別委員会の委員を務めた経験を有することから、それぞれ社外有識者として本特別委員会の委員に選定いたしました。なお、ホロンは、当初からこの4名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬又は時間制の報酬を支払うものとされております。

その上で、ホロンは、本経営統合を検討するにあたり、本特別委員会に対し、(a)本経営統合の目的は合理的と認められるか（本経営統合がホロンの企業価値向上に資するかを含む。）、(b)本経営統合の条件（共同株式移転又は株式交換が実施される場合には、株式移転比率又は株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されているか、(c)本経営統合において、公正な手続を通じたホロンの少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び(d)上記(a)から(c)のほか、本経営統合は少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、ホロンは本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会をホロン取締役会から独立した合議体と位置付け、本経営統合に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、本特別委員会が本経営統合の目的又は取引条件について妥当でないと判断した場合には、本経営統合に賛同しないことといたしました。さらに、ホロンは、本特別委員会の設置に係るホロン取締役会において、本特別委員会に対して、(i)本経営統合に係る取引条件等について当社と交渉を行う権限、(ii)ホロンが選任したアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー）を承認する権限、(iii)必要に応じ、ホロンの費用負担において、特別委員会独自のアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー、その他のアドバイザー）を選任する権限、(iv)ホロンのアドバイザー（ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー）に専門的助言を求める権限、及び(v)情報取得権限（ホロンの役職員及び当社に必要な情報の提供を求める権限）を付与することを決議しております。

これを受けて、本特別委員会は、2021年10月8日に開催された第1回の特別委員会において、各委員の独立性を改めて確認した上で、委員長として井上脩二氏を選任し、また、ホロンにおいて、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、リーガル・アドバイザーとしてアンダー

ソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業をそれぞれ選任することを承認し、本経営統合に係る検討・交渉を行う体制を構築いたしました。なお、本特別委員会は、本経営統合に係る検討、交渉及び判断に関与するホロンの取締役につき、当社との間での利害関係の観点から問題がないことについても確認しております。本特別委員会は、2021年10月8日から2021年11月28日までの間に、委員会を合計9回開催したほか、ホロン事務局や各アドバイザー等を通じて情報収集を行った上、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項を慎重に検討いたしました。本特別委員会は、かかる検討にあたり、当社に対してインタビューを実施し、当社グループにおけるホロンの位置付け、本経営統合の検討経緯、本経営統合の目的及び本経営統合後に想定される施策の内容、本経営統合のメリット・デメリット、本経営統合のスキーム、本経営統合後の事業運営、役員体制及びガバナンス体制等について確認いたしました。また、特別委員会は、ホロンの経営陣との間で、本経営統合の目的、本経営統合の検討経緯、ホロンを取り巻く事業環境・経営課題、本経営統合後に想定される施策の内容、本経営統合のメリット・デメリット、株式交換比率の算定の前提となるホロンの事業計画の策定手続及び内容等について質疑応答を行っており、また、山田コンサルから、株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、本株式交換における株式交換比率の算定結果に関する説明や当社との交渉状況の報告を受けた上で、当社に提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行うなどして、当社との間の株式交換比率の交渉に参画しております。本特別委員会は、また、ホロンのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から、本経営統合の手続面における公正性を担保するための措置並びに本経営統合に係るホロンの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受けております。加えて、ホロンは、税理士法人山田&パートナーズ（以下「山田&パートナーズ」といいます。）に対して、当社に対する財務及び税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、山田&パートナーズの結果について説明を受けております。なお、本特別委員会は山田&パートナーズが当社及びホロンの間に重要な利害関係を有しないことについても確認しております。

さらに、本特別委員会は、ホロン事務局や各アドバイザー等から提出された本経営統合に係る関連資料等により、本経営統合に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、当社とホロンとの間における本経営統合に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方法等について協議を行い、ホロンに意見する等して、当社との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(A)ホロン及び当社がその事業子会社となるような共同持株会社体制に移行する経営統合（以下「本取引」といいます。）の目的は合理的と認められる（本取引はホロンの企業価値向上に資するものである）旨、(B)本株式交換比率の妥当性は確保されている旨、(C)本取引において、公正な手続を通じたホロンの株主の利益への十分な配慮がなされている旨、及び、(D)本取引はホロンの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を、2021年11月26日付で、ホロンの取締役会に対して提出しております。

本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

① 答申内容

- i. 本経営統合の目的は合理的と認められる（本経営統合がホロンの企業価値向上に資するものである）と考える。
- ii. 本株式交換比率は妥当なものと考えられ、本経営統合の条件の妥当性が確保されていると考える。
- iii. 本経営統合において、公正な手続を通じたホロンの少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考える。
- iv. 上記i. からiii. を含めた本経営統合に係る状況を踏まえれば、ホロン取締役会が本経営統合の一環として実施される本株式交換契約の締結について決定することは、ホロンの少数株主にとって不利益でないと考えられる。なお本経営統合は、ホロンと当社という異なる事業内容の二社において、持株会社体制への移行を伴う形で経営統合を目指すものであり、本経営統合の結果、ホロンの少数株主はホロン普通株式に代わり持株会社の株式を保有する予定とされている。このようにホロンの少数株主が保有する株式の内容が大きく変わり得ることから、本株式交換はホロンにおいて臨時株主総会を開催して株主（特に少数株主）の承認を受けた上で実施される予定となっている。かかる臨時株主総会はホロンの少数株主の意向を確認、尊重するための重要な手続であるところ、ホロンの少数株主が本株式交換について適切な判断ができるよう十分な情報が提供されるとともに、株主総会における決議など所定の手続がいずれも適切、適法に実施されるべきものと考えられる。

② 答申理由

- i. 「本経営統合の目的は合理的と認められるか（本経営統合がホロンの企業価値向上に資するかを含む。）」について

ホロンらから説明を受けた「(a) 本経営統合の目的及び必要性・背景事情」、並びに「(b) 本株式交換を通じて実施される本経営統合のメリット」について、ホロンの現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであると考えられること。特に、昨今、当社及びホロンの事業環境がそれぞれ大き

く変化しているとの認識を前提に、かかる事業環境の変化に対して両社が適切に対応し、両社の持続的な発展を実現するために、両社の経営資源を有効活用して企業価値を向上させる方法を協議・検討したとの点、その結果として、両社が、それぞれの顧客との良好な関係を維持するとともに、お互いの企業文化や独立性を保ちつつ、両社の重複する業務はできる限り効率的に集約できる経営体制を構築することが、両社を含むグループ全体の企業価値向上に寄与するものとの判断したとの点、さらに当該経営体制の構築のための手法を慎重に検討した結果として、持株会社のもと各事業会社がそれぞれの事業会社としての機能を保持する本経営統合を行うことが適切であると考えに至ったとの点は、いずれも十分に合理的な経営判断であると言えること。

上記(a)及び(b)について、ホロンの属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合すると考えられること。

同じく上記(a)及び(b)について、ホロンにおける将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられること。具体的には、「(1) グループ戦略機能の強化」、「(2) グループ経営資源の有効活用」及び「(3) 利害関係者の価値最大化」の実現を企図した上で、想定される個別のシナジーとして、「(A) 当社とホロンの技術融合による次世代検査装置の開発」、「(B) 当社グループの購買機能の活用によるコストダウン」、「(C) 当社グループ生産設備の活用による生産性向上」及び「(D) 当社が保有する海外拠点の活用」が考えられるとの点は、いずれもホロンにおける中長期的な事業強化への取り組み及び企業価値の向上等将来を見据えて講じる施策として合理的なものであると言えること。

ホロンと当社との間で、ホロンの属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本経営統合の必要性及びメリットの検討を行っていると言えること。

ホロンらから説明を受けたホロンの今後の事業見通し及び成長見通し並びに本経営統合後に実施を検討している施策等について、ホロンの事業内容及び経営状況を前提とした上で、当社の経営方針をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないこと。具体的には、ホロンを取り巻く半導体市場環境としては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、世界的なPCやタブレット端末の需要増加、クラウドサービス等のインフラにかかる設備投資需要の高まり等から、一層の事業拡大のチャンスを迎えていると認識しているとの点、また、今後における微細化技術の高度化のため、半導体製造装置（EUV露光）の高度化に対応していく必要があり、一層高度な技術が求められ、次世代機の開発に向けた研究開発をさらに推し進める必要が生じているところ、そのような環境下において、本経営統合を行うことで、人材交流の促進等による人材配置の最適化、これを通じた経営資源の成長が見込める事業分野や事業会社への集中、両社の技術融合による次世代機への対応、海外拠点活用によるアフターケアの充実などが従来以上に期待できるとの判断は、いずれも合理的なものと考えられること。

ii. 「本経営統合の条件（株式交換が実施される場合には、株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されているか」について

本経営統合の一環として実施が予定されている本株式交換は、前記i. 中の(a)及び(b)に関する具体的な内容として列記した各事情のもとで当社とホロンにおける持株会社体制への移行を目的とするものであり、本株式交換を通じて当社を株式交換完全親会社、ホロンを株式交換完全子会社とする形でのホロン完全子会社化の実施を目指すこと、またホロンの株主に対して当社の株式を割り当てることは、いずれも当該目的に沿うものと考えられ、ホロンが本経営統合において株式交換の手続を選択すること、またその対価を当社の株式とすることは、いずれも妥当なものと考えられること。

ホロンにおいて、本経営統合の条件、とりわけ本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、株式交換比率の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式交換比率に関する算定書を取得した上で、当該株式交換比率算定書を参考としていること。

当該第三者算定機関作成の株式交換比率算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は、半導体製造装置セグメントに位置するホロンの状況と、計測・精密機器セグメントに位置する当社の状況を踏まえたもので、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること。

上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっているホロンの事業計画の内容に関するホロン及び第三者算定機関から本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、ホロンの事業計画の作成経緯及びホロンの現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えていること。

これらを踏まえ、当該第三者算定機関作成の株式交換比率算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること。

また、当該株式交換比率算定書を基礎としてホロンにおいても本経営統合の必要性及びメリット、ホロンの今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本株式交換比率の検討を行ってきたと言えること。

ホロンにおいて、経験豊富なリーガル・アドバイザー及び第三者算定機関（兼ファイナンシャル・アドバイザー）を起用し、本株式交換比率を含む本経営統合全般の条件交渉に関する助言を得ていると言えること。

本経営統合の一環として、ホロンにおける手続として会社法の定める株式交換の手続が実施される予

定であるところ、株式交換を含む所定の組織再編に関連する少数株主（一般株主）の権利保護を目的とした会社法上の規定として、当該組織再編に反対する株主（いわゆる反対株主）は、当該株主が有する株式を公正な価格で買取ることをホロンに対して請求する権利（すなわち株式買取請求権）が認められていること。この買取価格について、一定の期間内にホロンとの間で協議が調わない場合には、当該株主（及びホロン）は、公正な価格の決定を求めて裁判所に対して所定の申立てを行うことが可能であること。かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、ホロンの少数株主（一般株主）においては、上記の手段を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされていること。

これらのホロンにおける対応は、本経営統合の条件とりわけ本株式交換比率の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関するホロンの判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられること。

以上の通り、今般ホロンにて決議が予定されている本株式交換比率は、合理的な算定を踏まえて検討、決定、合意されたものと言え、本株式交換比率の妥当性が認められるものと考えられ、またこれにより本経営統合の条件の妥当性も確保されるものと考えられる。

iii. 「本経営統合において、公正な手段を通じたホロンの少数株主の利益への十分な配慮がなされているか」について

ホロンは本経営統合への対応を検討するに当たり、ホロンにおける検討及び意思決定の過程に対する当社の影響を排除するべく、ホロン及び当社のいずれからも独立した本特別委員会を設置していること。

本特別委員会の委員全4名の半数である2名はそれぞれホロンの社外取締役及び社外監査役であり、残る2名は外部の専門家である弁護士及び公認会計士であること。

さらに当該社外取締役が本特別委員会委員の互選により同委員会の委員長に選定されていること。

ホロンは、本経営統合への対応を検討するに当たり、本経営統合の条件とりわけ本株式交換比率の公正性を確保すべく、株式交換比率に係る算定を、ホロン及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関である山田コンサルへ依頼した上で、株式交換比率算定書を取得していること、また山田コンサルの上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること。

また本経営統合に関する法的助言を得るべく、ホロン及び当社のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること。

今般の本経営統合において、当社はホロン普通株式の過半を保有する筆頭株主であり、本株式交換はホロンにとって支配株主との重要な取引等に該当するものであることから、構造的かつ類型的な利益相反性が生じる可能性があり得るところ、ホロンにおいては、上記の体制のもと、本経営統合についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、ホロンから当社に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたと言えること。

ホロンと当社との間の協議及び交渉の方針に関して、ホロンから本特別委員会に対して具体的な協議及び交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該協議及び交渉方針の下に当社との交渉が進められたこと。

ホロンと当社との協議及び交渉の具体的な進捗状況についても、適時に本特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に株式交換比率に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ本特別委員会からホロンに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる提言及び要請等を行うなど、本経営統合の条件とりわけ株式交換比率の交渉過程に本特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていること。

その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、ホロンにおいて全般的な検証を重ねた上で、当社との複数回に及ぶ協議、交渉を経て株式交換比率に関して、今般取締役会決議が予定されている比率についての最終的な調整が進められたこと。

その後、最終的にホロンと当社との間において株式交換比率を含む本経営統合の条件について合意するに至り、ホロンにおいて、当該合意された比率をもって、取締役会で決議を予定している本株式交換比率となったこと。

利害関係を有するホロン取締役について、意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高めるために、ホロンにおける本経営統合の実質的な検討（但し、当社がホロンに対して2021年9月15日に行った本経営統合の提案（以下「本提案」といいます。）に先立つホロンにおける初期的な検討を除く。）に加わっておらず、今後開催される本経営統合に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めていると言えること。

以上のとおり、本経営統合の条件の公正性の担保に向けた客観的な状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手段を通じたホロン株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること。

iv. 「上記i. からiii. のほか、本経営統合は少数株主にとって不利益でないと考えられるか」について
上記i. からiii. までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本株式交換

を含む本経営統合がホロンの少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらず、従ってホロン取締役会が本経営統合の一環として実施される本株式交換契約の締結について決定することは、ホロンの少数株主にとって不利益でないとする。

なお、上記のとおり、本経営統合の実施に際しては、ホロンの少数株主の適切な判断確保に努められたい。

イ. ホロンにおける、利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本経営統合に関する議案を決議した2021年11月29日開催のホロンの取締役会においては、ホロンの取締役7名のうち、張皓氏は当社の取締役を兼務し、また、西島和弘氏及び澤良木宏氏は当社の従業員であるため、利益相反を回避する観点から、張皓氏、西島和弘氏及び澤良木宏氏を除く他の4名の取締役で審議し全員の賛成により決議しております。なお、利益相反を回避する観点から、西島和弘氏及び澤良木宏氏は、ホロンの立場で本経営統合に係る検討、協議及び交渉に参加していません。また、張皓氏は、2021年5月上旬から断続的に行われていた当社との初期的な協議の開始後、2021年6月24日開催の定時株主総会決議による当社の取締役への就任後もホロンの立場において同協議を継続しておりましたが、本提案以降はホロンの立場で本経営統合に係る検討、協議及び交渉に参加していません。さらに、張皓氏、西島和弘氏及び澤良木宏氏を除き、いずれのホロンの取締役も、直近5年間において、当社又はその子会社若しくは関連会社（ホロンを除きます。）の役員ではありません。なお、2021年6月24日開催の定時株主総会の終結時をもってホロンの取締役を退任した池端整氏は、当社の従業員であります。ホロンの取締役退任後は、ホロンの立場で本経営統合に係る検討、協議及び交渉に参加していません。

また、上記の取締役会には当社との間で利害関係を有しない監査役3名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

2. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、当社が適当に定めます。かかる内容は、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり相当であると判断しております。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による未曾有の事態となり、今後の収束が見通せない中、生産および輸出入につきましては期末にかけ持ち直しました。

海外経済におきましても、同ウイルス鎮静化の兆しがみえず、また、米中貿易摩擦も深刻化しており先行き不透明な状況であります。

半導体業界におきましては、リモートワークやゲーム等による需要が旺盛で、EUVリソグラフィーに付随する先端投資も継続しました。

このような状況のもと、当社の主力製品であるフォトマスク用CD-SEM「Zシリーズ」や、フォトマスク用DR-SEM（観察および分析）「LEXaシリーズ」等売り上げ、売上高につきましては概ね2020年11月6日に発表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」の通り、当初の予想を上回りましたが、利益面につきましては、次世代機の研究開発に大いに力を入れたため、修正予想を下回りました。今後長期にわたり顧客の先端投資需要にに応じていくために当社は次世代機のリリースを最重要課題と位置付け、全社一丸となり取り組んでおります。

上記の結果、当期の売上高は3,105百万円（前年同期比27.2%減）となりました。損益につきましては、営業利益611百万円（前年同期比57.6%減）、経常利益587百万円（前年同期比58.9%減）、及び当期純利益431百万円（前年同期比55.4%減）となりました。

売上高実績内訳

セグメントの名称	売上高	前年同期比
電子ビーム関連	千円 3,105,928	% 72.8
合計	3,105,928	72.8

(2) 設備投資等の状況

当事業年度は、土地の取得や新本社工場の建設等により、1,193百万円の設備投資を行いました。なお、これらの所要資金は、主に増資で賄っております。

(3) 資金調達状況

設備投資資金の調達を行うため2020年9月8日を払込期日とする公募及び第三者割当による新株式の発行、2020年9月25日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を実施し、総額2,143百万円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

①海外顧客サービスの強化

当社の海外ビジネス開発、製品のサービスサポートは韓国支店以外、該当国のローカル会社に委託しております。これらの会社には20年以上も協力していただき支えてきてくれた会社もあれば、契約して数年しか経ていない会社もあります。当社主力製品のフォトマスク用CD-SEMは高い精度、性能を有する一方、非常に複雑で精密な調整が必要です。したがってローカルサービスエンジニアに対する訓練、長く蓄積した経験が必要となります。これまでに現地では対応仕切れない業務は日本から当社エンジニアを派遣してサポートしてきました。しかしながら、各国は新型コロナウイルス感染拡大防止から、外国人の入国制限が続いております。

幸い現在のところ当社が外国にエンジニアを派遣できない場合でも大きな混乱や顧客に迷惑をかけたことはありませんが、今後このような不測の事態が再び起きてもお客様に高水準のサービスを提供できるように海外協力会社と連携して強力なサービス体制を構築していきたいと考えております。

また、増加する出荷装置への現地サービスが停滞しないために、保守サービスの負担をいかに軽減できるかを念頭においた装置生産活動に取り組んでまいります。

②市場拡大の対応

近年、マルチ電子ビーム描画装置が最先端のフォトマスク製造工場に導入されはじめ、フォトマスクの生産量は大幅に増えてきました。それによって寸法定機（CD-SEM）の需要も増えました。ここ3年は計画通りに装置の製造を行い、遅延することなく顧客に納入することができましたが、装置出荷日の不確定性や、緊急のオーダーに対応するための装置製造スペース不足がネックになってきました。また、次世代装置の開発、新規装置の開発にも製造環境の確保が必要であり大きなプレッシャーが申し掛かってきました。

このような状況のもと、2021年7月には新本社工場への移転を予定しており、より広い製造スペース、振動や外乱磁場など新製品に適した製造環境が整うことから、今後さらなる市場拡大に注力してまいります。

③人材確保

会社の発展に一番重要なのは人材です。フォトマスク用CD-SEMの開発、製造、販売、サービス全般を行う当社にとってはさまざまな技術を有する人材が必要で、新卒者も中途採用者も募集しております。

より会社の発展に貢献できる人材を確保するため、今回の本社工場移転は通勤アクセス面での改善に寄与し求人条件にもプラスに作用すると考えておりますので、今まで通り雇用条件の向上、労働環境の改善に取り組み、優秀な技術者の育成に努めていきたいと考えております。

また、グローバルな新規顧客の開拓を見据えた場合、現地事情に精通した人材の獲得も視野に入れておりま

す。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 33 期	第 34 期	第 35 期	第 36 期 (当 期)
	2 0 1 8 年 3 月 期	2 0 1 9 年 3 月 期	2 0 2 0 年 3 月 期	2 0 2 1 年 3 月 期
売 上 高 (千円)	1,315,752	2,958,735	4,267,523	3,105,928
経 常 利 益 (千円)	115,435	811,217	1,428,881	587,022
当 期 純 利 益 (千円)	125,894	564,466	968,363	431,961
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	37.69	168.99	289.92	119.65
総 資 産 (千円)	2,138,281	3,375,522	4,269,020	6,320,166
純 資 産 (千円)	1,192,948	1,740,307	2,624,953	5,128,276

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社エー・アンド・デイで、同社は当社の株式を1,950,100株（議決権比率51.0%）所有しております。

なお、当社は同社から従業員2名を当社取締役として派遣を受けております。

(ii) 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。

また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性については問題ないものと考えております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

電子ビームを応用したマスク上の微細パターン高精度寸法測定・検査装置の開発・製造・販売。

(8) 主要な事業所

本 社 埼玉県所沢市
韓 国 支 店 京畿道城南市盆唐区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46名	—	42.4歳	9.6年

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役3名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	175,000千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	23,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	11,150千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,684千円

(11) その他の会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 10,200,000株

(2) 発行済株式の総数 3,823,900株（自己株式440株を含む）

（注）公募及び第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が483,400株増加しております。

(3) 株主数 2,743名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社エー・アンド・デイ	1,950,100	51.00%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	238,000	6.22
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (C A S H P B)	183,100	4.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM25	179,100	4.68
BNP-PARIBAS SECURITIES SERVICES FRANKFURT BRANCH/JASDEC/GERMAN RESIDENTS-AIFM	71,100	1.86
東 亮	40,000	1.05
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	31,400	0.82
クレディ・スイス証券株式会社	26,208	0.69
a u カ プ コ ム 証 券 株 式 会 社	26,000	0.68
井 上 宏	25,500	0.67

（注）持株比率は自己株式（440株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	張 皓	
取 締 役	大 島 道 夫	統括部長
取 締 役	菅 野 明 郎	総務部長
取 締 役	朴 雪 鍾	営業部長
取 締 役	澤良木 宏	株式会社エー・アンド・デイ第2設計開発本部第14部長
取 締 役	池 端 整	株式会社エー・アンド・デイ第2設計開発本部第13部長
取 締 役	井 上 脩 二	有限会社ヴィヴィテック取締役
常 勤 監 査 役	柳 原 香 織	
監 査 役	齊 藤 秀 一	
監 査 役	齋 藤 正 祐	アドバンスシステムズ株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち、井上脩二氏は社外取締役であります。
 2. 取締役井上脩二氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 3. 監査役のうち、齊藤秀一及び齋藤正祐の両氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役齊藤秀一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当社の取締役の報酬は、取締役の職位・職責、経験の他、世間相場、従業員給与とのバランス等に応じて支給額を決定しております。

取締役の報酬限度額は、2002年6月28日開催の第17回定時株主総会において、年額90,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は1名であります。

役員報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役のそれぞれの報酬限度額を決定しております。取締役の報酬額は、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役会により一任された代表取締役社長が決定しており、当事業年度におきましては、2020年6月24日開催の取締役会にて代表取締役社長への一任を決議しております。

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長張皓が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえ、評価・配分を行います。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、報酬案に対する社外役員の意見を十分に尊重して取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が報酬の決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役については監査役の協議により決定しております。

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	7名	72,300千円
(うち社外取締役)	(1名)	(3,600千円)
監査役	3名	10,800千円
(うち社外監査役)	(2名)	(4,800千円)
計	10名	83,100千円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役井上脩二氏は有限会社ヴィヴィテックの取締役であります。当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役齋藤正祐氏はアドバンスシステムズ株式会社の代表取締役であり、当社と同社との間にはシステム開発の取引があります。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	井上 脩二	当事業年度開催の取締役会には、16回中11回に出席し、業界における豊富な経験、専門的な知識等をもとに、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。
監査役	齊藤 秀一	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回に出席し、議論を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	齋藤 正祐	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回に出席し、議論を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 12,000千円
 ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 13,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、監査人から引受事務会社への書簡の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人アーク有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

アーク有限責任監査法人の本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、アーク有限責任監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、アーク有限責任監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額とする。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、法令及び定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を負っています。取締役会は、取締役会において決定した内部統制システムに関する基本方針に従い、取締役が適切に内部統制システムを構築し、それを運用しているかを監督する義務を負っています。
- ② 取締役は、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることにしています。
- ③ 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備しています。

(2) その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書（電磁的方法により記録したものを含む）の保存期間、管理の方法は、文書管理規程に従い情報を適切に保存及び管理しています。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性及びその回避策等を審議しています。
 - 2) 当社は、当社の経営上のリスクの評価及び未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めたリスクマネジメントポリシー及びリスクマネジメント規程を制定・施行しています。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、各取締役の分掌業務を十分確認したうえで、職務分掌及び指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行（電子化を含む）を行うとともに、経営情報の迅速かつ適正な把握に努めています。
- ④ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、内部監査部門による使用人が行う業務の適正、有効性の検証のみに止まらず、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法及び是正措置を実施するため、コンプライアンス規程を改定・施行しています。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役が十分な監査が行われるために必要な体制を要望した場合には、取締役は当該体制を整備しています。
 - 2) 当該使用人は、取締役の指揮・命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとしています。
- ② 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役への報告を行っています。
 - 2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果について、監査役への報告を行っています。
 - 3) 監査役に報告を行った者は、その報告を行ったことを理由に不利益な取り扱いを受けないものとしています。
- ③ 監査役が職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しています。
- ④ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深めています。

(4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して従来どおり、関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしています。
- ② 当社は、コンプライアンス規程に基づき、社長を責任者として、反社会的勢力及び団体から不当、不法な要求に屈しない社内体制を構築しています。さらに、このような団体、個人から不当、不法な要求を受けた場合、速やかに警察等外部機関と連携し、関係部署が連携、協力して組織的に対応します。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 会計基準その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程の整備により適正な会計処理を行っています。
- ② 経営資源（人、物、金、情報）を有効に活用するために、社内外の情報が迅速かつ適切に伝達される仕組みを構築しています。
- ③ 業務プロセスにおいてリスクマネジメントを徹底すると同時に、効率的で透明性のある内部統制の体制を構築しています。
- ④ 一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備・運用状況の評価を定期的実施し、業務の改善を継続的に行っています。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、有効かつ適正な内部統制報告書を作成し、関係箇所に提出しています。
「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」を前提としています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務分掌を明確化し各部門間の内部牽制体制が機能する仕組みを整備しております。また、統制手段としては社内規程等の整備を図り、適正な運用管理を行うとともに、経営企画室が会計監査人、監査役と連携して逐次監査を実施しております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を、1株当たり当期純利益については四捨五入、それ以外については切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,722,179	流動負債	974,997
現金及び預金	2,485,871	支払手形	13,928
売掛金	1,209,867	電子記録債権	143,058
仕掛金	668,889	買掛金	358,859
原材料	199,990	1年内返済予定の長期借入金	140,834
前払費用	3,521	リース債権	3,799
未収消費税等	151,560	未払金	78,180
その他	2,479	未払費用	49,996
固定資産	1,597,987	未払法人税等	15,186
有形固定資産	1,305,052	預り金	8,221
建物	0	賞与引当金	96,384
構築物	0	製品保証引当金	59,383
機械及び装置	6,997	その他	7,164
車両運搬具	0	固定負債	216,891
工具、器具及び備品	45,891	長期借入金	75,000
土地	626,031	リース債権	9,934
リース資産	12,196	退職給付引当金	131,957
建設仮勘定	613,935	負債合計	1,191,889
無形固定資産	84,205	(純資産の部)	
ソフトウェア	75,377	株主資本	5,128,276
ソフトウェア仮勘定	8,827	資本金	1,764,024
投資その他の資産	208,729	資本剰余金	1,235,416
投資有価証券	1,276	資本準備金	1,235,416
繰延税金資産	113,740	利益剰余金	2,129,834
敷金及び保証金	88,203	利益準備金	9,336
その他	5,510	その他利益剰余金	2,120,498
		繰越利益剰余金	2,120,498
		自己株式	△998
資産合計	6,320,166	純資産合計	5,128,276
		負債及び純資産合計	6,320,166

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,105,928
売 上 原 価	1,467,818
売 上 総 利 益	1,638,110
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,026,419
営 業 利 益	611,690
営 業 外 収 益	1,731
受 取 利 息	56
為 替 差 益	1,557
そ の 他	117
営 業 外 費 用	26,399
支 払 利 息	1,767
株 式 交 付 費	24,490
そ の 他	141
経 常 利 益	587,022
特 別 損 失	25,978
固 定 資 産 除 却 損	0
減 損 損 失	25,978
税 引 前 当 期 純 利 益	561,044
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	199,768
法 人 税 等 調 整 額	△70,684
当 期 純 利 益	431,961

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2020年4月1日残高	692,361	163,754	163,754
事業年度中の変動額			
新株の発行	1,071,662	1,071,662	1,071,662
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
事業年度中の変動額合計	1,071,662	1,071,662	1,071,662
2021年3月31日残高	1,764,024	1,235,416	1,235,416

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
		繰越利益剰余金				
2020年4月1日残高	9,336	1,760,172	1,769,509	△671	2,624,953	2,624,953
事業年度中の変動額						
新株の発行					2,143,324	2,143,324
剰余金の配当		△71,636	△71,636		△71,636	△71,636
当期純利益		431,961	431,961		431,961	431,961
自己株式の取得				△326	△326	△326
事業年度中の変動額合計	-	360,325	360,325	△326	2,503,323	2,503,323
2021年3月31日残高	9,336	2,120,498	2,129,834	△998	5,128,276	5,128,276

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品及び原材料

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) デリバティブ

時価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14年

工具、器具及び備品 2～8年

無形固定資産定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェア(リース資産を除く)ウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、製品組込ソフトウェアについては有効期間(3年以内)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、保証期間内の無償補修費用見積額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段・・・為替予約取引

・ヘッジ対象・・・外貨建営業債権及び外貨建予定取引に係る為替変動リスク

③ヘッジ方針

将来の為替変動リスクを回避し、コストを安定させることを目的として為替予約を行っております。

なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判定しております。

ただし、振当処理による為替予約取引に関しては、有効性の評価を省略しております。

(7) 繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 113,740千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から控除した減価償却累計額

有形固定資産	405,184千円
建物	131,110千円
構築物	590千円
機械及び装置	17,110千円
車両運搬具	313千円
工具、器具及び備品	227,020千円
リース資産	29,039千円

(2) 関係会社に対する金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債務 99,547千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 研究開発費の総額
一般管理費に含まれる研究開発費 354,252千円

(2) 関係会社との取引高
研究開発費 90,497千円

(3) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
埼玉県所沢市	本社工場	建物、構築物	25,978千円

当社は、管理会計上の区分を基礎として、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行っております。遊休資産及び処分予定資産については、個別にグルーピングを行っております。

当事業年度において、当社は本社移転の意思決定を行い、その本社の建物等につき、将来の使用見込がなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物25,849千円、構築物129千円であります。なお、本社工場資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、零として評価しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,340,500	483,400	—	3,823,900

(注) 普通株式の発行済株式の増加株式数483,400株は公募及び第三者割当による新株の発行による増加であります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	380	60	—	440

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数60株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	33,401	10	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	38,234	10	2020年9月30日	2020年12月8日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	38,234	10	2021年3月31日	2021年6月24日	利益剰余金

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	29,358千円
製品保証引当金	18,087千円
原材料評価減	3,728千円
減価償却超過額	11,825千円
退職給付引当金	40,193千円
減損損失	34,612千円
その他	23,262千円
繰延税金資産小計	161,065千円
評価性引当額	47,324千円
繰延税金資産合計	113,740千円

繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

投資その他の資産_繰延税金資産 113,740千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行からの借入による方針です。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に開発投資に係る資金調達です。

また、営業債務は流動性リスクに、借入金は流動性リスク及び金利変動リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

デリバティブ取引は、主に外貨建営業債権及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であり、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部門が決裁者の承認を得て実行しております。デリバティブ取引については、取引相手先を一定の格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

なお、ヘッジ会計に係るヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法については、前述の「2.重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「(6)ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の期末決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、事項に含めておりません（(注2)を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,485,871	2,485,871	—
② 受取手形	—	—	—
③ 電子記録債権	—	—	—
④ 売掛金	1,209,867	1,209,867	—
⑤ 支払手形	(13,928)	(13,928)	—
⑥ 電子記録債務	(143,058)	(143,058)	—
⑦ 買掛金	(358,859)	(358,859)	—
⑧ 短期借入金	(—)	(—)	—
⑨ 未払金	(78,180)	(78,180)	—
⑩ 長期借入金(※)1	(215,834)	(215,851)	(17)
⑪ デリバティブ取引(※)3	—	—	—

(※)1 ⑩長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(※)2 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(※)3 ⑪デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、④売掛金、⑤支払手形、⑥電子記録債務、⑦買掛金、⑧短期借入金、及び⑨未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑪ デリバティブ取引

時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,276

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積もるには、過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内
長期借入金	140,834	75,000	—	—	—

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合
親会社	株式会社エー・アンド・デイ	東京都豊島区	6,388,671	計測・計量機器、 医療・健康機器の 製造・販売	(被所有) 直接 51.0%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
新事業に係る共同開発・部品 等の仕入	研究開発費	90,497	買掛金	99,547

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(注) 2 取引条件及び取引条件の決定方針等市場価格及び総原価を勘案し、決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,341円27銭

(2) 1株当たり当期純利益 119円65銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	431,961千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	431,961千円
普通株式の期中平均株式数	3,610,142株

12. 重要な後発事象

該当事項はありません。

13. その他の注記

持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社ホロン
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三島徳朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森岡宏之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホロンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社ホロン 監査役会

常勤監査役	柳原香織	㊟
社外監査役	齊藤秀一	㊟
社外監査役	齋藤正祐	㊟

以上